

優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止する

1. 事業目的

外来生物法に基づき特定外来生物の防除事業を実施することで下記目的を達成する。

- ① 外来生物の生息・生息域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

2. 事業内容

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

- ① 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業
最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
平成29年に国内初確認されたヒアリ調査の実施等
- ② 特定外来生物防除直轄事業
世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除
(例：奄美大島におけるマングース防除等)
- ③ 広域分布外来生物対策強化促進事業
分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～令和3年度

4. 事業イメージ



- 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成